

電子提供措置の開始日 2025年11月27日

第79期定時株主総会 その他の電子提供 措置事項 (交付書面省略事項)

(2024年10月1日)
(2025年9月30日)

連 個 結 別 注 注 記 記 表 表

IMV株式会社

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

7社

主要な連結子会社の名称

IMVプレシジョンワークス株式会社、

株式会社振研、

IMV (THAILAND) CO., LTD.、 IMV EUROPE LIMITED、 IMV America, Inc.、 1G DYNAMICS LIMITED、 IMV TECHNO VIETNAM CO., LTD

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券

・その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

(b) 棚卸資産

・製品及び仕掛品

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

・原 材 料

移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社については、主として定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

建 物 物 30年～50年
構 築 物 8年～18年

機械装置及び運搬具

機 械 及 び 装 置 5年～11年

車両運搬具 4年～5年

工具、器具及び備品 2年～6年

(b) 無形固定資産
(リース資産を除く)
・自社利用のソフトウェア

・市場販売目的のソフトウェア

(c) リース資産

③ 重要な引当金の計上基準

(a) 貸 倒 引 当 金

- ・一般債権
- ・貸倒懸念債権及び破産更生債権

(b) 製 品 保 証 引 当 金

(c) 株 式 報 酬 引 当 金

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間（3年）に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を償却する方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

貸倒実績率法

財務内容評価法

販売済製品の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率を基礎にして算出した保証期間内の無償補修費の見込額及び個別の案件を勘案して算出した発生見込額を計上しております。

パフォーマンス・シェア交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

(a) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容

当社グループの主な事業内容は、装置事業とサービス事業であり、その履行義務の内容は、振動試験装置などの製造・販売、当該製品の据付、動作確認、メンテナンスおよび保守、受託試験等となっております。主な履行義務ごとの収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、前受金を除き履行義務を充足してから主として1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

(b) 主な履行義務に係る収益を認識する通常の時点

- ① 据付および動作確認を伴わない製品・サービスの提供について、製品を引き渡すまたは役務を提供する一時点において履行義務が充足されることから、製品の引渡し時点または役務の提供時点で収益を認識しております。
- ② 据付および動作確認を伴う製品・サービスの提供について、製品の据付および動作確認が完了する一時点において履行義務が充足されることから、製品の据付および動作確認の完了時点で収益を認識しております。
- ③ 製品の保守契約等については、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

(c) 契約に保証および関連する義務が含まれている場合の履行義務に関する情報

振動試験装置などの販売契約において、引渡し後、概ね1年以内に生じた製品の欠陥による故障に対して無償で修理または交換を行う製品保証義務を有しております。当該保証義務は、製品が顧客との契約に定められた仕様に従って意図したとおりに機能するという保証を顧客に提供するものであるため、製品保証引当金として認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。) 等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。) 第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	7,267百万円
(2) 国庫補助金による圧縮記帳額	
建物及び構築物	31百万円
工具、器具及び備品	52百万円
(3) 担保に供している資産	
建物及び構築物	472百万円
土 地	1,518百万円
計	1,990百万円
対応する債務	
短期借入金	903百万円
1年内返済予定の	
長期借入金	161百万円
長期借入金	380百万円
計	1,445百万円

(4) 顧客との契約から生じた債権

受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、「7. 収益認識に関する注記 (3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 ① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高」に記載しております。

4. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高について、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「7. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	16,957,016株	—	—	16,957,016株

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式	1,051,170株	—	6,340株	1,044,830株

(変動事由の概要)

減少の内訳は、次のとおりであります。

業績連動型の株式報酬制度に基づく株式の交付による減少 6,340株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2024年12月20日 定時株主総会	普通株式	318百万円	20円00銭	2024年9月30日	2024年12月23日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2025年12月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	477百万円	30円00銭	2025年9月30日	2025年12月22日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主として銀行借入による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとに取引金額に基づいた与信金額を設定しており、定期的に回収状況に関するモニタリングを行っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の上場株式であり、定期的に時価を把握し財務状況等を確認しております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

有利子負債のうち、短期借入金は運転資金に係るものであり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達によるものですが、安定した手元資金を確保することを目的とするものも含まれております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 價	差 額
(1) 資産			
①投資有価証券			
その他有価証券	105	105	—
(2) 負債			
①1年内返済予定の長期借入金	376	375	△1
②長期借入金	819	809	△10

(* 1) 「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。

(* 2) 市場価格のない株式等は、「(1) ①投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	100

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	105	—	—	105
資産計	105	—	—	105

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	375	—	375
長期借入金	—	809	—	809
負債計	—	1,184	—	1,184

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明方法

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	振動シミュレーションシステム	テスト&ソリューションサービス	メジャリングシステム	計
地域別				
日本	5,485	3,381	1,038	9,905
アジア	1,335	304	177	1,817
欧州	3,797	—	5	3,802
米国	1,933	—	—	1,933
その他地域	469	1	10	481
合計	13,021	3,687	1,232	17,941
収益認識の時期				
一時点で移転される財	12,881	3,687	1,232	17,801
一定期間にわたり移転されるサービス	139	—	—	139
合計	13,021	3,687	1,232	17,941

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	5,463
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	5,554
契約負債（期首残高）	1,468
契約負債（期末残高）	3,504

契約負債は、主に顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,468百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	13,066
1年超	2,396
合計	15,463

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

746円86銭

(2) 1株当たり当期純利益

121円68銭

9. その他の注記

金額の表示単位の変更

当連結会計年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
- ② その他有価証券

(a) 市場価格のない株式等以外のもの

(b) 市場価格のない株式等

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品及び仕掛品

- ② 原 材 料

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

(リース資産を除く)

移動平均法に基づく原価法

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

移動平均法に基づく原価法

個別法による原価法（収益性の低下による簿価
切り下げの方法）

移動平均法による原価法（収益性の低下による
簿価切り下げの方法）

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建
物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降
に取得した建物附属設備及び構築物については
定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 築 物	30年～50年
構 築 物	8年～18年
機 械 及 び 装 置	5年～11年
車両 運 搬 具	4年
工具、器具及び備品	2年～6年

- ② 無形固定資産

(リース資産を除く)

(a) 自社利用のソフトウェア

(b) 市場販売目的のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定
額法

見込販売数量に基づく償却額と見込有効期間
(3年)に基づく均等配分額を比較し、いずれ
か大きい額を償却する方法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る
リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

- | | |
|--------------------|---------|
| (a) 一般債権 | 貸倒実績率法 |
| (b) 貸倒懸念債権及び破産更生債権 | 財務内容評価法 |

② 製品保証引当金

販売済製品の無償補修費の支出に備えるため、過去の実績率を基礎にして算出した保証期間内の無償補修費の見込額及び個別の案件を勘案して算出した発生見込額を計上しております。

③ 株式報酬引当金

パフォーマンス・シェア交付規程に基づく取締役等への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

① 主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容

当社の主な事業内容は、装置事業とサービス事業であり、その履行義務の内容は、振動試験装置などの製造・販売、当該製品の据付、動作確認、メンテナンスおよび保守、受託試験等となっております。主な履行義務ごとの収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。なお、取引の対価は、前受金を除き履行義務を充足してから主として1年内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

② 主な履行義務に係る収益を認識する通常の時点

- 据付および動作確認を伴わない製品・サービスの提供について、製品を引き渡すまたは役務を提供する一時点において履行義務が充足されることから、製品の引渡時点または役務の提供時点で収益を認識しております。
- 据付および動作確認を伴う製品・サービスの提供について、製品の据付および動作確認が完了する一時点において履行義務が充足されることから、製品の据付および動作確認の完了時点で収益を認識しております。
- 製品の保守契約等については、一定の期間にわたり履行義務が充足されることから、当該契約期間にわたり履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	5,884百万円
(2) 国庫補助金による圧縮記帳額	
建 物	31百万円
工具、器具及び備品	52百万円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
売 掛 金	1,395百万円
未 収 入 金	0百万円
立 替 金	24百万円
買 掛 金	136百万円
(4) 担保に供している資産	
建 物	472百万円
土 地	1,518百万円
計	1,990百万円
対応する債務	
短 期 借 入 金	903百万円
1年内返済予定の	
長 期 借 入 金	161百万円
長 期 借 入 金	380百万円
計	1,445百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売 上 高

2,833百万円

仕 入 高

1,284百万円

営業取引以外の取引の取引高

98百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

株式の種類	当 期 首	増 加	減 少	当 期 末
普 通 株 式	1,051,170株	—	6,340株	1,044,830株

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

業績連動型の株式報酬制度に基づく株式の交付による減少 6,340株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産	29百万円
貸倒引当金	0百万円
未払賞与	74百万円
未払法定福利費	12百万円
未払事業税	22百万円
未払事業所税	4百万円
製品保証引当金	34百万円
未払金	1百万円
減価償却超過額	180百万円
土地	11百万円
長期未払金	54百万円
関係会社株式	50百万円
資産除去債務	11百万円
株式報酬引当金	20百万円
その他の	14百万円
小計	522百万円
評価性引当額	△129百万円
繰延税金資産合計	393百万円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△59百万円
その他有価証券評価差額金	△20百万円
その他の	△1百万円
繰延税金負債合計	△80百万円
繰延税金資産の純額	312百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権の所 (被所有) 有 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	IMVプレシジョンワーラークス株式会社	製造業	100	営業上の取引 役員の兼任	製品仕入 (注1) 工場の賃貸 (注2)	930 13	買掛金 —	73 —
子会社	IMV(THAILAND)CO., LTD.	振動試験機の販売	100	営業上の取引 役員の兼任	製品売上 (注1)	180	売掛金	218
子会社	IMV EUROPE LIMITED	振動試験機の販売	100	営業上の取引 役員の兼任	製品売上 (注1)	1,565	売掛金	526
子会社	IMV America, Inc.	振動試験機の販売	100	営業上の取引 役員の兼任	製品売上 (注1)	891	売掛金	533

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社と関連を有しない他の企業と同様の条件によっております。

2. 近隣の取引実勢等を勘案しながら、双方協議の上、契約により所定金額を決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	株式会社KURA (注3)	製造業	—	営業上の取引	製品仕入 (注1) 工場の賃貸 (注2)	33 8	買掛金 —	3 —

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
当社と関連を有しない他の企業と同様の条件によっております。
2. 近隣の取引実勢等を勘案しながら、双方協議の上、契約により所定金額を決定しております。
3. 当社取締役草野欽也の近親者が議決権の100%を直接所有する会社であります。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項 (6) 収益及び費用の計上基準」に記載した内容と同一であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 667円89銭
(2) 1株当たり当期純利益 96円11銭

10. その他の注記

金額の表示単位の変更

当事業年度より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。